

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 福田 健 吾

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「12人」を「13人」に改め、同項第5号中「7人」を「8人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例の規定による予算決算委員会及び議会だより編集委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項（以下「継続調査事項」という。）は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例の規定による予算決算委員会及び議会だより編集委員会における継続調査事項とみなす。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>12人</u> 予算及び決算に関する事項 (5) 議会だより編集委員会 <u>7人</u> 議会だよりの編集に関する事項 2～4 (略)	(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>13人</u> 予算及び決算に関する事項 (5) 議会だより編集委員会 <u>8人</u> 議会だよりの編集に関する事項 2～4 (略)